三　特定金融指標算出業務に関与した者の氏名又は名称及び住所又は居所　当該特定金融指標算出業務に係る特定金融指標の公表を行った日（当該日が二以上あるときは、それらの最後の日）

四　業務規程の変更に係る記録　当該変更の実施の日

五　特定金融指標算出公表方針等から逸脱してなされた特定金融指標算出業務に関する記録　当該特定金融指標算出業務を行った日

六　価格等情報に関して受けた照会及びこれに対する回答　当該回答を行った日

附　則

（施行期日）

第一条　この府令は、金融商品取引法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第四十四号）の施行の日（平成二十七年五月二十九日）から施行する。

（内閣府の所管する金融関連法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部改正）

第二条　内閣府の所管する金融関連法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成十五年内閣府令第十三号）の一部を次のように改正する。

別表に次の一号を加える。

六十七　特定金融指標算出者に関する内閣府令（平成二十七年内閣府令第三十九号）

府令・省令

○内閣府令第三号
財務省令

金融商品取引法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第四十四号）の施行に伴い、投資者保護基金に関する命令の一部を改正する命令を次のように定める。

平成二十七年五月十五日

内閣総理大臣　安倍　晋三
財務大臣　麻生　太郎

投資者保護基金に関する命令の一部を改正する命令

投資者保護基金に関する命令（平成十年大蔵省令第百二十五号）の一部を次のように改正する。

第一条の二第一項中「トまで」を「リまで」に改める。

附　則

この命令は、金融商品取引法等の一部を改正する法律の施行の日（平成二十七年五月二十九日）から施行する。

○内閣府、財務省、厚生労働省、環境省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、令第二号

金融商品取引法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第四十四号）の施行に伴い、中小企業等協同組合法施行規則の一部を改正する命令を次のように定める。

平成二十七年五月十五日

内閣総理大臣　安倍　晋三
財務大臣　麻生　太郎
厚生労働大臣　塩崎　恭久
農林水産大臣　林　芳正
経済産業大臣　宮沢　洋一
国土交通大臣　太田　昭宏
環境大臣　望月　義夫

中小企業等協同組合法施行規則の一部を改正する命令

内閣府、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省令第一号

一部を次のように改正する。

第五十条第一項中「第三十八条第七号」を「第三十八条第八号」に改める。

第百九十八条第四項第三号中「第七号まで」を「第六号まで若しくは第八号」に改める。

附　則

この命令は、金融商品取引法等の一部を改正する法律の施行の日（平成二十七年五月二十九日）から施行する。

○内閣府
財務省
経済産業省令第五号

金融商品取引法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第四十四号）の施行に伴い、経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則の一部を改正する命令を次のように定める。

平成二十七年五月十五日

内閣総理大臣　安倍　晋三
財務大臣　麻生　太郎
経済産業大臣　宮沢　洋一

経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則の一部を改正する命令

経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則（平成二十年内閣府令財務省令経済産業省令第一号）の一部を次のように改正する。

第六十四条の二中「第三十八条第七号」を「第三十八条第八号」に改める。

附　則

この命令は、金融商品取引法等の一部を改正する法律の施行の日（平成二十七年五月二十九日）から施行する。

○内閣府
厚生労働省令第六号

金融商品取引法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第四十四号）の施行に伴い、労働金庫法施行規則の一部を改正する命令を次のように定める。

平成二十七年五月十五日

内閣総理大臣　安倍　晋三
厚生労働大臣　塩崎　恭久

労働金庫法施行規則の一部を改正する命令

労働金庫法施行規則（昭和五十七年大蔵省労働省令第一号）の一部を次のように改正する。

第百五十二条の二十七の二中「第三十八条第七号」を「第三十八条第八号」に改める。

附　則

この命令は、金融商品取引法等の一部を改正する法律の施行の日（平成二十七年五月二十九日）から施行する。

○内閣府
農林水産省令第七号

金融商品取引法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第四十四号）の施行に伴い、農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令等の一部を改正する命令を次のように定める。

平成二十七年五月十五日

内閣総理大臣　安倍　晋三
農林水産大臣　林　芳正